

第94回 定時株主総会

招集ご通知



日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時予定）



場所

栃木県小山市横倉新田520番地
当社本社工場 4階会場

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用など感染防止にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、可能な限り書面・インターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。その他、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応やその変更がある場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokyo.tekko.co.jp>）に掲載させていただきます。

目次

招集ご通知	1
議決権の行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	4
第1号議案 定款一部変更の件	4
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	11
(添付書類)	
事業報告	18
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告	45

お土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますよう、
よろしくようお願い申し上げます。

(証券コード 5445)
2022年6月3日

株 主 各 位

栃木県小山市横倉新田520番地
東京鐵鋼株式会社
代表取締役社長 吉原 每文

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年6月27日（月曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所	栃木県小山市横倉新田520番地 当社本社工場 4階会場
3. 目的事項 報告事項	1.第94期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算 書類監査結果報告の件 2.第94期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容 報告の件
決議事項 第1号議案 第2号議案 第3号議案	定款一部変更の件 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 監査等委員である取締役5名選任の件

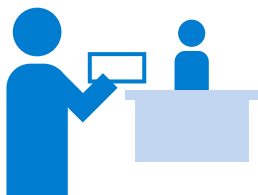
以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokyotekko.co.jp>）に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表に記載または表示すべき事項に係る情報につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokyotekko.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集通知には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集通知添付書類へ記載のもののほか、この連結注記表および個別注記表として表示すべき事項も含まれております。

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様的重要な権利です。後記の株主総会参考書類（4ページ～17ページ）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会へのご出席による 議決権行使

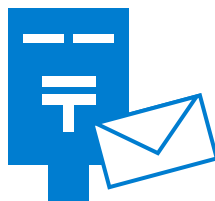


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第94回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

株主総会開催日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。
議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後6時到着分まで

インターネット等による 議決権行使

(詳しくは次頁をご覧ください)



当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、スマートフォンをご利用の場合は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要で議決権を行使できます。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後6時入力分まで

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使

「スマート行使」による方法

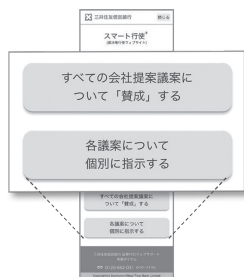
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コードおよびパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



ご注意

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります。

- 2 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

行使期限

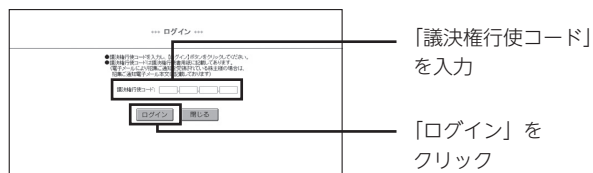
2022年6月27日（月曜日）午後6時入力分まで

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

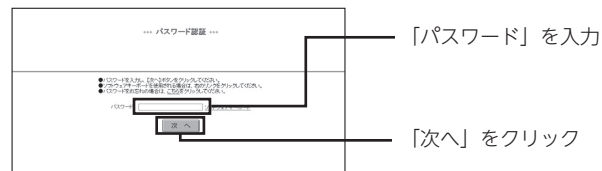
- 1 インターネットによる議決権行使は、パソコンやスマートフォン、携帯電話から、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第15条(条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第1条～第15条(現行通り) (第16条 削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第16条 新設)</p> <p>第17条～第37条 (条文省略)</p> <p>【附則】 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第88回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p>(第2条 新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第37条 (現行通り)</p> <p>【附則】 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 第88回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、今後、経営体制の一層の強化を図るため、1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

候補者番号		氏名	当社における地位および担当	当期における取締役会への出席状況
1	再任	よしはら つねぶみ 吉原 毎文	代表取締役社長	17/17回 (100%)
2	再任	しばた たかお 柴田 隆夫	専務取締役 社長補佐	17/17回 (100%)
3	再任	たなか よしなり 田中 能成	常務取締役 社長補佐、最高リスク管理責任者（CRO）、生産担当	17/17回 (100%)
4	再任	むかさ たつや 武笠 達也	取締役 開発担当、品質保証担当上席執行役員	16/17回 (94%)
5	再任	かきぬま ただし 柿沼 忠司	取締役 上席執行役員総合企画部長、総務・人事部長	17/17回 (100%)
6	新任	よしはら ひでたか 吉原 栄孝	執行役員 ネジ加工品事業部副事業部長、営業企画部長	—/—回 (—%)

候補者
番号

1

よしはら つねぶみ
吉原 毎文

(生年月日：1947年5月15日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 5月	当社入社	1985年 2月	常務取締役営業本部長就任
1976年 1月	営業部長	1988年 6月	代表取締役副社長就任
1981年 2月	取締役営業部長就任	1992年 6月	代表取締役社長就任（現）

重要な兼職の状況

(公財) 吉原育英会理事長

取締役候補者とした理由

当社において取締役として長年にわたり経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。鉄鋼業界における長い経験と、企業経営者としての豊富な経験と見識を兼ね備えており、今後更なる企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式の数
28,428株

候補者
番号

2

しば た たか お
柴田 隆夫

(生年月日：1958年9月5日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2008年 10月	(株)日本総合研究所総合研究部門第一事業部 付部長	2016年 6月	取締役 I R、総務・経理、内部監査担当上席 執行役員総務・経理部長就任
2010年 5月	当社入社総務・経理部担当部長	2018年 6月	取締役管理部門担当常務執行役員就任
2011年 7月	執行役員総務・経理部長	2020年 6月	常務取締役管理部門担当就任
2012年 6月	取締役執行役員総務・経理部長就任	2021年 6月	専務取締役社長補佐就任（現）

取締役候補者とした理由

長年にわたる国内外での銀行業界の経験と、当社での総務・経理・財務・人事部門の要職を歴任した実績から豊富な経験と見識を兼ね備えており、今後、更なる企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式の数
1,900株

候補者
番号

3

た な か よ し な り
田中 能成

(生年月日：1963年1月21日生)

再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2018年6月	取締役最高リスク管理責任者（CRO）、事業部門、品質保証担当常務執行役員就任
2007年6月	本社棒鋼事業部本社工場長	2020年6月	常務取締役最高リスク管理責任者（CRO）、事業部門、品質保証担当就任
2010年4月	総合企画部長	2021年6月	常務取締役社長補佐、最高リスク管理責任者（CRO）、生産担当就任（現）
2014年7月	品質保証担当執行役員総合企画部長		
2016年7月	品質保証、関連会社担当上席執行役員総合企画部長		
2017年6月	取締役最高リスク管理責任者（CRO）、生産、品質保証、総合企画、関連会社担当上席執行役員就任		

取締役候補者とした理由

当社において長年、製造・品質管理・企画・ネジ加工品事業部門の要職を歴任し、豊富な経験と実績を有しており、今後、更なる企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式の数
3,300株

候補者
番号

4

む か さ た つ や
武笠 達也

(生年月日：1964年7月12日生)

再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社	2015年7月	執行役員ネジ加工品事業部長
2007年7月	ネジ加工品事業部営業部長	2018年6月	取締役事業部門副担当上席執行役員、総合企画部長就任
2012年2月	ネジ加工品事業部技術部長	2021年6月	取締役開発担当、品質保証担当上席執行役員就任（現）
2014年7月	執行役員海外担当役員補佐、ネジ加工品事業部副事業部長、技術部長		

取締役候補者とした理由

当社において長年、ネジ加工品事業・企画・海外部門の要職を歴任し、豊富な経験と実績を有しており、今後、更なる企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式の数
300株

候補者
番号

5

かきぬま ただし
柿沼 忠司

(生年月日：1968年10月14日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月	当社入社	2017年 7月	執行役員人事部長
2008年 4月	ネジ加工品事業部営業部業務課長	2018年 7月	執行役員総務・人事部長
2012年 7月	東北棒鋼事業部八戸工場長	2020年 6月	取締役管理部門副担当執行役員、総務・人事部長就任
2015年 7月	環境リサイクル事業部副事業部長兼八戸工場長	2021年 6月	取締役上席執行役員総合企画部長、総務・人事部長就任 (現)

取締役候補者とした理由

当社において長年、製造・ネジ加工品事業・総務・人事部門の要職を歴任し、豊富な経験と実績を有しており、今後、更なる企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式の数
700株

候補者
番号

6

よしはら ひでたか
吉原 栄孝

(生年月日：1975年12月23日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年 4月	当社入社	2017年 7月	ネジ加工品事業部営業企画部長
2012年 7月	グローバルプロジェクト課長	2020年 7月	ネジ加工品事業部副事業部長、営業企画部長
2014年 7月	グローバルプロジェクトリーダー	2021年 7月	執行役員ネジ加工品事業部副事業部長、営業企画部長 (現)
2015年 7月	海外開発部長		

取締役候補者とした理由

当社において長年、ネジ加工品事業部の要職を歴任し、豊富な経験と実績を有しており、当社の企業価値向上に尽力してきました。今後、更なる企業価値向上への貢献が期待できることから、当社の取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式の数
2,876株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社の取締役、執行役員及び全ての当社子会社の取締役社長を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約の内容の概要は以下のとおりです。
- ・株主代表訴訟、第三者訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填対象外としています。
 - ・保険料は全額当社が負担しています。
- 各候補者は、選任が承認可決された場合に当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、任期途中に同内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。
 つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
 監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における地位および担当	当期における取締役会への出席状況	当期における監査等委員会への出席状況
1	再任	なかしま ともよし 中 嵐 知義	取締役（監査等委員）	16／17回 (94%)	17／18回 (94%)
2	再任 社外	そのべ ひろし 園 部 洋士	取締役（監査等委員）	17／17回 (100%)	18／18回 (100%)
3	再任 社外	ふじわら さとる 藤 原 哲	取締役（監査等委員）	17／17回 (100%)	18／18回 (100%)
4	再任 社外	かたおか こうすけ 片 岡 宏介	取締役（監査等委員）	17／17回 (100%)	18／18回 (100%)
5	新任 社外	ますえ あさお 増 江 亜佐緒		—／一回 (—%)	—／一回 (—%)

候補者
番号

1

なかしま
中 嵐
ともよし
知 義

(生年月日：1961年8月13日生)

再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2014年4月	三井住友銀行 グローバル・アドバイザー 部付部長	2017年7月	執行役員海外担当役員補佐、総合企画部長
2016年9月	当社入社理事営業・購買担当役員補佐、ネジ 加工品事業部営業企画部長	2018年6月	取締役（監査等委員）就任（現）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

長年にわたる国内外の銀行業界での経験と、当社で経営企画・営業企画に関する業務に責任者として携わった実績を有しており、豊富な経験と見識を兼ね備えていることから、経営を監査・監督する役割に適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。

所有する当社の株式の数
2,800株候補者
番号

2

そのべ
園 部
ひろし
洋 士

(生年月日：1965年2月12日生)

再任

社外

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年4月	弁護士登録	2016年3月	(株)P A L T E K 社外取締役就任
1994年4月	須田清法律事務所入所	2016年3月	日本管理センター(株)社外取締役（監査等委員）就任
2001年10月	林・園部・藤ヶ崎法律事務所（現 至高法律事務所）開設（現）	2016年6月	(株)ケアサービス社外監査役就任（現）
2010年3月	日本管理センター(株)社外監査役就任	2016年6月	当社取締役（監査等委員）就任（現）
2013年3月	(株)レッグス（現(株)C L ホールディングス）社外監査役就任	2017年3月	(株)レッグス（現(株)C L ホールディングス）社外取締役就任（現）
2014年6月	当社監査役就任		

■ 重要な兼職の状況

(株)ケアサービス社外監査役
(株)C L ホールディングス社外取締役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたる弁護士としての豊富な経験と高い見識を、当社の経営に生かすことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

所有する当社の株式の数
0株

候補者
番号

3

ふじわら
藤原

さとの
哲

(生年月日：1966年4月27日生)

再任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年10月	中央新光監査法人入所	2001年4月	(株)アドミラルシステム (現(株)A S J) 社外監査役就任
1993年3月	公認会計士登録		
1997年2月	藤原公認会計士事務所開設 (現)	2006年9月	日本住宅サービス(株)社外監査役就任
1998年3月	税理士登録	2015年6月	(株)A S J 社外取締役(監査等委員)就任
		2018年6月	当社取締役 (監査等委員) 就任 (現)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたる公認会計士としての業務によって培われた財務・会計に関する専門的な知識および豊富な経験を有しており、当社の経営に生かすことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

所有する当社の株式の数

0株

候補者
番号

4

かたおか こうすけ
片岡 宏介

(生年月日：1977年7月23日生)

再任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年10月	中央青山監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）入所	2008年11月	PwCアドバイザリー(株)（現PwCアドバイザリー合同会社）入社
2004年4月	公認会計士登録	2018年7月	片岡公認会計士事務所開設（現） CPAパートナーズ(株)パートナー（現）
2007年1月	マイルストーンターンアラウンドマネジメント(株)入社	2019年6月	(株)ワットマン社外取締役就任（現）
		2020年3月	(株)Fun Group 監査役就任
		2020年6月	当社取締役（監査等委員）就任（現）

重要な兼職の状況

CPAパートナーズ(株)パートナー
(株)ワットマン社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたる公認会計士としての業務によって培われた財務・会計に関する専門的な知識および豊富な経験を有しており、当社の経営に生かすことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

所有する当社の株式の数
0株

候補者
番号

5

ます え

増江

あ さ お

亜佐緒

(生年月日：1970年6月13日生)

新任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年10月	東京弁護士会登録	2018年6月	(株)東邦銀行社外取締役(監査等委員)就任(現)
2008年5月	奥野総合法律事務所(現弁護士法人奥野総合法律事務所)入所(現)	2018年9月	国立大学法人室蘭工業大学監事就任(現)
2015年6月	(株)東邦銀行社外取締役就任	2021年11月	公益財団法人日本共同証券財団理事就任(現)

重要な兼職の状況

(株)東邦銀行社外取締役(監査等委員)
国立大学法人室蘭工業大学監事
公益財団法人日本共同証券財団理事
(株)鈴木商会社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたる弁護士としての豊富な経験と高い見識を、当社の経営に生かすことを期待し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

所有する当社の株式の数
0株

※増江亜佐緒氏の戸籍上の氏名は、青野亜佐緒であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、定款の規定に基づき中嶋知義氏、園部洋士氏、藤原哲氏、片岡宏介氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、善意で且つ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。
- なお選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、増江亜佐緒氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 園部洋士氏は、当社社外監査役として2年間に在任し、その後当社監査等委員である社外取締役に就任し、在任期間は本総会終結時をもって6年となります。
- 藤原哲氏は、当社監査等委員である社外取締役に就任し、在任期間は本総会終結時をもって4年となります。
- 片岡宏介氏は、当社監査等委員である社外取締役に就任し、在任期間は本総会終結時をもって2年となります。

4. 当社は、園部洋士氏、藤原哲氏、片岡宏介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合は、改めて独立役員として届け出る予定であります。また、増江亜佐緒氏の選任が承認された場合は、同様に独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、当社の取締役、執行役員及び全ての当社子会社の取締役社長を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約の内容の概要は以下のとおりです。
 - ・株主代表訴訟、第三者訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填対象外としています。
 - ・保険料は全額当社が負担しています。各候補者は、選任が承認可決された場合に当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、任期途中に同内容で更新することを予定しております。

以 上

※ご参考：取締役候補者の有する主な知見や経験（スキルマトリクス）

現在の当社における地位 氏名		取締役の主なスキル・経験等					
		企業経営 経営戦略、DX	サステナビリティ ESG、グローバル	マーケティング 営業・R&D	生産・技術 SCM	財務・会計	人事・労務 人材開発
代表取締役社長 吉原 每文	再任	○		○	○		
専務取締役 柴田 隆夫	再任	○	○			○	○
常務取締役 田中 能成	再任	○	○		○		
取締役 上席執行役員 武笠 達也	再任	○	○	○	○		
取締役 上席執行役員 柿沼 忠司	再任	○	○		○		○
執行役員 吉原 栄孝	新任	○	○	○			
取締役 常勤監査等委員 中嶋 知義	再任	○	○			○	
社外取締役（監査等委員） 園部 洋士	再任		○				○
社外取締役（監査等委員） 藤原 哲	再任					○	
社外取締役（監査等委員） 片岡 宏介	再任		○			○	
増江 亜佐緒	新任		○				○

※上記一覧は、候補者の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が普及したことなどにより、経済活動の正常化に向けた動きが見られたものの、年明け以降の感染再拡大やロシア・ウクライナ情勢を起因とした原材料価格の高騰、およびサプライチェーンの混乱が生じるなど、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

当社の属する電炉小棒業界におきましては、主原料の鉄スクラップ価格が13年ぶりの高値をつけるなど製造コストの大幅な上昇により、特に採算面で厳しい経営環境となりました。

このような中で、当社は主力製品であるネジ節棒鋼のネジテツコン並びにその関連商品の拡販に注力するとともに、製品価格への転嫁やコストダウンに取り組んでまいりました。

当連結会計年度における連結売上高は、棒鋼出荷数量は減少したものの（前年実績比△6.7%）、販売価格の引き上げ等により660億8千9百万円と前年実績比36億9千8百万円（5.9%）の増収となりました。

利益面につきましては、主原料である鉄スクラップ価格の急騰と電力エネルギーや副資材の上昇を主因に値差（製品価格と原材料価格との差）が大幅に縮小し、営業損益は前年実績比77億6百万円減益の1億9千2百万円の損失、経常損益は前年実績比81億6千9百万円減益の6億4千4百万円の損失となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、八戸工場における事業用資産の減損損失（48億6千9百万円）を計上することとなり、前年実績比97億5百万円減益の47億2千4百万円の損失となりました。

事業の部門別売上高

事業別		前年度	当年度
鉄鋼事業		61,952 百万円	65,164 百万円
その他		438	924
合計		62,391	66,089

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、主として棒鋼の品質向上および生産設備の維持補修を目的とし、24億1千2百万円の投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、短期借入及び長期借入により計60億円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社は、ネジテツコンと継手をコアとして、建築現場の生産性向上に寄与するエンジニアリング力によって、他社との差別化を図り、高付加価値化を推進するという成長戦略を進めてきましたが、今後は人口減少等の要因により、主力分野の鉄筋コンクリート造の建築物に対する需要は減退することが見込まれます。これに対処する観点で、既存の分野では、お客様へ提供する機能をさらに向上させる一方で、コストの圧縮、効率化を進め、高い収益性を確保すべく、商品の改良や業務改革を進めてまいります。

一方、成長性については、今まで培ってきたエンジニアリング力、顧客へのソリューション提案力を生かして、新製品の投入や、新分野の開拓を進めることによって、成長力を維持していく考えです。

八戸工場については、東北地区の棒鋼需要の減退もあり、収益性低下に直面、2021年度では、減損処理を実施しています。これに対しては、同工場の環境リサイクル事業の収益性向上の観点より、既存設備を活用して新規取り扱い処理を拡大する、省力化・効率化を進めるなどの対策を講じてまいります。また、生産余力が減少してきている栃木県小山市の本社工場を補完する生産拠点として、ネジテツコンの生産拡大を図りたいと考えています。

新規分野の開拓など成長戦略推進という観点では、現状の株式会社伊藤製鐵所との資本業務提携のようなアライアンスの活用・推進も課題と考えています。この分野は当社の意向だけで推進できるものではありませんが、機会をとらえて、他社との関係構築・強化を進めていく考えです。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 91 期 (2019年3月期)	第 92 期 (2020年3月期)	第 93 期 (2021年3月期)	第 94 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 (百万円)	64,443	58,984	62,391	66,089
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	3,265	6,043	7,524	△644
親会社株主に帰属する当期純利益又は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	3,143	3,993	4,980	△4,724
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	337.59	428.18	534.05	△518.08
総 資 産 (百万円)	58,455	57,495	65,085	63,062
純 資 産 (百万円)	39,361	43,101	48,039	42,413

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 百万円	当社の 出資比率 %	主 要 な 事 業 内 容
1 トーテツ興運株式会社	50	100	貨物運送、燃料の仕入販売、損害保険代理店業
2 トーテツ産業株式会社	50	100	棒鋼加工品の製造販売
3 東京鐵鋼土木株式会社	100	100	棒鋼および棒鋼加工品等の販売
4 トーテツメンテナンス株式会社	20	100	業務請負および設備等のメンテナンス
5 株式会社 関 東 メ タ ル	80	75	原材料の集荷・販売
6 トーテツ資源株式会社	50	100	原材料の集荷・販売
7 ティーティーケイ コリア株式会社	91	100	製品の販売

③ 持分法適用会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権保有比率	主要な事業内容
株式会社伊藤製鐵所	東京都千代田区	百万円 691	% 21.07	棒鋼・棒鋼加工品・機械式継手の製造販売

(7) 主要な事業内容

事業	内容
鉄鋼事業	棒鋼・棒鋼加工品・機械式継手の製造販売、産業廃棄物の処理
その他の	貨物運送・設備等のメンテナンス等

(8) 主要な営業所および工場

東京鐵鋼株式会社	東京本社	東京都千代田区
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
	東北営業所	宮城県仙台市青葉区
	福岡営業所	福岡県福岡市博多区
	札幌営業所	北海道札幌市中央区
	本社工場	栃木県小山市
	総合加工センター	栃木県小山市
トーテツ興運株式会社	本社	栃木県小山市
	八戸営業所	青森県八戸市
トーテツ産業株式会社	本社・工場	栃木県小山市
	粟宮事業所	栃木県小山市
東京鐵鋼土木株式会社	本社	東京都千代田区
トーテツメンテナンス株式会社	本社	栃木県小山市
株式会社関東メタル	本社	茨城県猿島郡境町
トーテツ資源株式会社	本社	青森県八戸市
	弘前営業所	青森県南津軽郡田舎館村
ティーティーケイ コリア株式会社	本社	韓国ソウル市

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
841名	11名増

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
592名	12名増	37.2歳	11.7年

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,602 百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,061
株式会社足利銀行	637
株式会社常陽銀行	607
株式会社東日本銀行	607

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 9,031,954株 (自己株式 333,351株を除く)

(2) 株主数 16,554名

(3) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	834,800株	9.24%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	739,833	8.19
合同製鐵株式会社	460,000	5.09
株式会社三井住友銀行	450,000	4.98
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	215,300	2.38
朝日工業株式会社	186,000	2.06
東京鐵鋼従業員持株会	163,925	1.81
BBH FOR FIDELITY GROUP TRUSTBENEFIT(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	129,447	1.43
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	124,500	1.38
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	113,799	1.26

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式 (自己株式 333,351株を除く) の総数に対する割合であります。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
吉原 每文	取締役社長（代表取締役）	公益財団法人吉原育英会理事長
柴田 隆夫	専務取締役（社長補佐）	
田中 能成	常務取締役（社長補佐、最高リスク管理責任者（CRO）、生産担当）	
武笠 達也	取締役・上席執行役員（開発担当、品質保証担当）	
柿沼 忠司	取締役・上席執行役員（総合企画部長、総務・人事部長）	
中嶋 知義	取締役（常勤監査等委員）	
澤田 和也	取締役（監査等委員）	馬場・澤田法律事務所 弁護士 株式会社アルフレックスジャパン 社外監査役
園部 洋士	取締役（監査等委員）	至高法律事務所 代表弁護士 株式会社ケアサービス 社外監査役 株式会社CLホールディングス 社外取締役
藤原 哲	取締役（監査等委員）	藤原公認会計士事務所 所長
片岡 宏介	取締役（監査等委員）	片岡公認会計士事務所 所長 CPAパートナーズ株式会社 パートナー 株式会社ワットマン 社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）澤田和也氏、園部洋士氏、藤原哲氏および片岡宏介氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）藤原哲氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）片岡宏介氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役（監査等委員）中嶋知義氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤の社内に精通した者が重要な会議等への出席や業務執行取締役・使用人等からの情報収集を十分に行うとともに、内部監査部門との円滑な連携を図ることで、監査等委員会全体としての監査・監督機能を一層強化するためであります。
5. 当社は、取締役（監査等委員）澤田和也氏、園部洋士氏、藤原哲氏および片岡宏介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	役名、担当および職名
飯 塚 一 夫	常務執行役員（営業・購買担当、東北デーパー・スチール株式会社 代表取締役社長、東京デーパー販売株式会社 代表取締役社長）
佐々木文雄	上席執行役員（環境リサイクル事業部長）
金 賀 恵 之	上席執行役員（本社棒鋼事業部長、物流部長）
瀧 晴 夫	上席執行役員（ネジ加工品事業部長）
鶴 見 敏 明	執行役員（トーテツ興運株式会社 代表取締役社長）
矢 島 茂 男	執行役員（トーテツ産業株式会社 代表取締役社長）
吉 原 栄 孝	執行役員（ネジ加工品事業部副事業部長、営業企画部長）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が、期待される役割を十分発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、取締役（監査等委員）中嶋知義氏、澤田和也氏、園部洋士氏、藤原哲氏、片岡宏介氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役、執行役員及び全ての当社子会社の取締役社長を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当社契約の内容の概要は以下のとおりです。

- ・株主代表訴訟、第三者訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填対象外としています。
- ・保険料は全額当社が負担しています。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）について、2021年2月開催の取締役会において決議しており、その内容は次の通りです。

「当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長と企業価値の向上に向けた意欲を高めることのできる報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた、適切、公平かつバランスの取れたものとするを基本方針とする。具体的には、基礎報酬と役職報酬による固定報酬と、業績報酬と賞与による業績連動報酬により構成し、上席執行役員又は執行役員を兼ねる取締役については、さらに個人業績を加味して決定することとする。なお、業績が原料や製品などの市況に大きく左右されることから、業績連動報酬は比較的小さな範囲にとどめ、単年度の業績と連動させることを原則とする。中長期的な業績や潜在的なリスクを反映させる非金銭報酬等の採用は今後の検討課題とする。また、取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。」

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、公平性・透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として「指名報酬諮問委員会」を設置し、検討・審議を行っております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

- ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額については、2016年6月29日開催の第88回定時株主総会の決議により年額4億5千万円以内と設定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名です。また、監査等委員である取締役の報酬限度額については、2016年6月29日開催の第88回定時株主総会の決議により年額7千万円以内と設定しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
- ・ 当社においては、取締役の報酬等は、取締役会の決議により制定された「取締役報酬規程」に基づき、役職毎の報酬等を定めております。その内、上席執行役員又は執行役員を兼ねる取締役の個人業績評価と各取締役の賞与の評価配分について取締役会は、原案を指名報酬諮問委員会に諮問し、答申を得るものとし、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長吉原每文が当該答申の内容を尊重した上で、取締役の個人別の報酬額の具体的内容案を策定し、取締役会に諮ることとしております。
- これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであり、また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会にて、決定方針との整合性や業界・規模等の水準と比較・検討するなど多角的に検討がなされており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く)	145,947	114,647	31,300	－	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	19,251	19,251	－	－	1
社外取締役(監査等委員)	29,100	29,100	－	－	4

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)には、社外取締役はおりません。
2. 業績連動報酬として取締役に対して業績報酬と賞与を支給することとしております。業績連動報酬の算定方法は、業績を考慮して適切な水準で設定しており、その算定の基礎として選定した業績指標は、連結売上高経常利益率であります。当該業績指標を選定した理由は、経営計画等の目標指標としているためであり、当年度の連結売上高経常利益率は、△1.0%(前年度12.1%)であります。なお、業績報酬は前年度の業績指標により、賞与は当年度の業績指標により算定しております。また、当年度の賞与の計上はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
- ・社外取締役（監査等委員）澤田和也氏の兼職先である馬場・澤田法律事務所、株式会社アルフレックスジャパンと当社の間には、特別の関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）園部洋士氏の兼職先である至高法律事務所、株式会社ケアサービス、株式会社CLホールディングスと当社の間には、特別の関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）藤原哲氏の兼職先である藤原公認会計士事務所と当社の間には、特別の関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）片岡宏介氏の兼職先である片岡公認会計士事務所、CPAパートナーズ株式会社、株式会社ワットマンと当社の間には、特別の関係はありません。
- ② 当該事業年度における主な活動状況
- ・社外取締役（監査等委員） 澤 田 和 也 氏
当該事業年度に開催した取締役会17回中16回に、監査等委員会18回中社外取締役（監査等委員）として17回に出席し、また、弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすという期待される役割を果たすため、経営会議、グループ会社営業報告会、コンプライアンス委員会等にも出席し、適宜質問し意見を述べ、専門的見地から助言を行い、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。
なお、同氏は指名報酬諮問委員会の委員を務めており、専門的見地から助言を行い、取締役等の選任や報酬等に関する取締役会の機能の公正性、透明性、客観性の強化に寄与しております。
 - ・社外取締役（監査等委員） 園 部 洋 士 氏
当該事業年度に開催した取締役会17回中17回に、監査等委員会18回中社外取締役（監査等委員）として18回に出席し、また、弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすという期待される役割を果たすため、経営会議、グループ会社営業報告会、コンプライアンス委員会等にも出席し、適宜質問し意見を述べ、専門的見地から助言を行い、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。
なお、同氏は指名報酬諮問委員会の委員を務めており、専門的見地から助言を行い、取締役等の選任や報酬等に関する取締役会の機能の公正性、透明性、客観性の強化に寄与しております。

・ 社外取締役（監査等委員） 藤原 哲氏

当該事業年度に開催した取締役会17回中17回に、監査等委員会18回中社外取締役（監査等委員）として18回に出席し、また、公認会計士としての豊富な経験と財務・会計に関する専門的な知識を当社の経営に活かすという期待される役割を果たすため、経営会議、グループ会社営業報告会、コンプライアンス委員会等にも出席し、適宜質問し意見を述べ、専門的見地から助言を行い、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。

なお、同氏は指名報酬諮問委員会の委員を務めており、専門的見地から助言を行い、取締役等の選任や報酬等に関する取締役会の機能の公正性、透明性、客観性の強化に寄与しております。

・ 社外取締役（監査等委員） 片岡 宏介氏

当該事業年度に開催した取締役会17回中17回に、監査等委員会18回中社外取締役（監査等委員）として18回に出席し、また、公認会計士としての豊富な経験と財務・会計に関する専門的な知識を当社の経営に活かすという期待される役割を果たすため、経営会議、グループ会社営業報告会、コンプライアンス委員会等にも出席し、適宜質問し意見を述べ、専門的見地から助言を行い、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。

なお、同氏は指名報酬諮問委員会の委員を務めており、専門的見地から助言を行い、取締役等の選任や報酬等に関する取締役会の機能の公正性、透明性、客観性の強化に寄与しております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額
33百万円（消費税等別）
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
33百万円（消費税等別）

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく減免申請書に対する合意された手続に係る報酬を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査等委員会は会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

その内容は、以下のとおりです。

(内部統制基本方針)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 当社グループの取締役及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役会は社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 当社の監査等委員会は「監査等委員会規則」、「監査等委員会監査等基準」等に則り取締役の職務執行を監査する。
- (3) 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループの役職員に伝えることにより、法令及び定款の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- (4) 当社にコンプライアンス委員会を設置し、当社グループの役職員全員がコンプライアンスを確実に実践することを支援・指導する。
委員会の活動状況については、定期的に取り締役に報告する。
- (5) 当社グループに関する法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、当社内部及び外部に通報窓口を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い保存・管理し、10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループのリスク管理体制を「リスクマネジメント規程」として定め、重要なリスクと認識する生産設備、安全、品質、環境の4つの領域をカバーする中央生産設備管理委員会、中央安全衛生管理委員会、中央品質保証委員会及び中央環境管理委員会を設置し、これらを統轄する責任者として取締役から選出した最高リスク管理責任者を置く。
- (2) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、最高リスク管理責任者は速やかに取締役会に報告する。
- (3) 緊急時における情報の伝達ルート及び対応組織を定め、適切に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行については「取締役執務規則」その他の社内規程に従い、それぞれの分担を明確にし、効率的に行われることを確保する。
- (2) 取締役が全社的な目標を共有すると共に、具体化された部門目標の達成に向けて効率よく業務が執行されるよう、総合予算制度を運用する。
目標達成の進捗状況については、毎月開催する定時の取締役会でチェックする。

5. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び子会社の業務の適正を確保するための体制

- (1) 「グループ会社管理規程」に基づき子会社を統括する部門が経営管理、経営指導にあたるとともに、子会社に取締役を派遣して業務の適正を確保する。
- (2) 定期的にグループ会社営業報告会を開催し、各社の業務運営状況をチェックする。
- (3) 当社内部監査担当部門は、各社の業務が適正に執行されているかを監査し、結果を取締役に報告する。
- (4) 「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、子会社も含めた当社グループの財務報告の信頼性を確保する。
- (5) 子会社の取締役の職務の執行については、各子会社の社内規程に従うとともに、当社の経営管理部門又は関連する業務部門との連絡・連携を密にすることにより、当社子会社として行うべき業務の内容及び目標を明確にして、効率的に行われることを確保する。

6. **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
 - (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を必要とする場合には、適切な者を監査等委員会専属の補助使用人として選任する。
 - (2) 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査等委員会の承認を得なければならないものとする。
 - (3) 補助使用人はその業務を行うにつき当社の監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びその他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。

7. **当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制及び当社の監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
 - (1) 当社グループの役職員は、法令、定款違反または当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には直ちに当社の監査等委員会に報告する。
 - (2) 当社グループの役職員は、当社グループに関する法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、当社の監査等委員会に通報できる。
 - (3) 前二号の報告、通報をした当社グループの役職員に対し、報告、通報したことを理由として不利益な処遇を一切行わない。

8. **その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
 - (1) 当社の監査等委員会は、代表取締役、会計監査人、内部監査担当部門とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。
 - (2) 当社の監査等委員が職務（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をした時は、速やかに当該費用又は債務を支払うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 内部統制システム全般

当社では、当社グループについて、内部監査室による業務監査及び内部統制推進チームによる内部統制システムの整備・運用状況の監査を通じ、内部統制システム全般の評価及び改善を実施しています。

また、財務報告に係る内部統制の有効性については、内部統制推進チームと会計監査人が、連携し、統制環境の整備・推進、統制活動のモニタリング等を実施しております。

② コンプライアンス

当社は、全取締役を構成員とする「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、コンプライアンス状況の把握・分析を行うとともに、適宜研修を実施し、コンプライアンス意識の向上、法令違反の未然防止に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、重要なリスクを管理するために設置した、中央生産設備管理委員会、中央安全衛生委員会、中央品質保証委員会及び中央環境管理委員会を各年2回開催し、各分野におけるリスクの現状把握・分析を行い、必要な対策を講じております。

④ グループ会社管理体制

子会社の業務執行にあたっては、「グループ会社管理規程」に基づき、当社への承認申請・報告を実施させるとともに、当社取締役と子会社社長を構成員とするグループ会社営業報告会を年4回開催し、子会社の経営状況・課題を把握するとともに、必要な措置を講じております。

⑤ 取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役10名（うち監査等委員5名）で構成され、原則毎月1回開催しています。業務執行状況のチェックの他、重要事項についての審議・決議を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。なお、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することにより、業務執行の決定の迅速化を図っております。

また、当社では、執行役員制度を導入しており、監督機能と業務執行機能を区分することにより取締役の職務執行の効率化を図っております。

⑥ 監査等委員の職務の執行

監査等委員会は、社外取締役4名を含む取締役（監査等委員）5名で構成されており、原則毎月1回開催し、社外取締役が務める議長のもと、監査・監督に関する重要な事項について、協議・決議を行っております。

また、常勤監査等委員を含む複数名が経営会議等重要な会議へ出席する他、取締役・使用人からのヒアリング、稟議書等重要書類の閲覧を通じて、取締役の職務の執行の監査・監督を行うとともに、内部監査室や会計監査人との定期的な情報交換を通じて、グループ全体の監査の実効性の向上を図っております。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策のひとつとして位置付けており、利益配分につきましては、財務体質の強化並びに今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しながら、業績に裏付けられた成果の配分を安定的に行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、連結業績の動向、財務状況等を勘案し、1株当たり10円とさせていただきます。これにより既に実施しました中間配当金10円を含めました当期の年間配当金は、1株当たり20円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 2022年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	31,613
現金及び預金	7,375
受取手形及び売掛金	7,670
電子記録債権	671
商品及び製品	10,585
原材料及び貯蔵品	3,082
その他	2,229
貸倒引当金	△ 2
固定資産	31,449
有形固定資産	22,615
建物及び構築物	3,933
機械装置及び運搬具	8,488
土地	8,595
リース資産	206
建設仮勘定	544
その他	847
無形固定資産	166
投資その他の資産	8,667
投資有価証券	6,372
退職給付に係る資産	585
繰延税金資産	1,222
その他	509
貸倒引当金	△ 22
資産合計	63,062

科目	金額
負債の部	
流動負債	14,233
支払手形及び買掛金	7,487
電子記録債務	353
営業外電子記録債務	64
短期借入金	3,000
1年内返済予定の長期借入金	715
リース債務	85
未払法人税等	215
賞与引当金	466
その他	1,845
固定負債	6,415
長期借入金	3,735
リース債務	155
再評価に係る繰延税金負債	347
退職給付に係る負債	1,770
資産除去債務	75
その他	330
負債合計	20,649
純資産の部	
株主資本	40,323
資本金	5,839
資本剰余金	1,851
利益剰余金	33,192
自己株式	△ 560
その他の包括利益累計額	2,024
その他有価証券評価差額金	1,257
繰延ヘッジ損益	△ 0
土地再評価差額金	794
為替換算調整勘定	9
退職給付に係る調整累計額	△ 36
非支配株主持分	65
純資産合計	42,413
負債純資産合計	63,062

連結損益計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高		66,089
売 上	原 価		59,047
売 上 総 利 益			7,041
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			7,234
営 業 損 失 (△)			△ 192
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		0	
受 取 配 当 金		71	
設 備 賃 貸 料		21	
仕 入 割 引		130	
受 取 保 険 金 入		32	
雑 収		64	320
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		52	
支 払 手 数 料		5	
為 替 差 損		8	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失		700	
そ の 他		4	772
経 常 損 失 (△)			△644
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		8	
受 取 保 険 金		417	426
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損		0	
固 定 資 産 除 却 損		58	
減 損 損 失		4,869	
そ の 他 特 別 損 失		94	5,021
税金等調整前当期純損失 (△)			△5,239
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		342	
過 年 度 法 人 税 等		64	
法 人 税 等 調 整 額		△ 926	△ 520
当 期 純 損 失 (△)			△ 4,719
非支配株主に帰属する当期純利益			4
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△ 4,724

連結株主資本等変動計算書 2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,839	1,851	38,092	△ 83	45,699
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 3		△ 3
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	5,839	1,851	38,088	△ 83	45,695
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 556		△ 556
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△ 4,724		△ 4,724
自己株式の取得				△ 477	△ 477
土地再評価差額金の取崩			385		385
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△ 4,895	△ 477	△ 5,372
当 期 末 残 高	5,839	1,851	33,192	△ 560	40,323

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,129	△ 2	1,180	10	△ 38	2,278	60	48,039
会計方針の変更による 累積的影響額								△ 3
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,129	△ 2	1,180	10	△ 38	2,278	60	48,035
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△ 556
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)								△ 4,724
自己株式の取得								△477
土地再評価差額金の取崩								385
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	128	1	△ 385	△ 0	1	△ 254	4	△ 249
当 期 変 動 額 合 計	128	1	△ 385	△ 0	1	△ 254	4	△ 5,622
当 期 末 残 高	1,257	△ 0	794	9	△ 36	2,024	65	42,413

計算書類

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	27,988
流動資産	4,675
現金及び預金	286
受取手形	7,209
売掛金	10,142
商品及び製品	3,066
原材料及び貯蔵品	729
前払費用	48
未収入金	810
未収消費税等	647
未貸倒引当金	△ 0
その他	374
固定資産	28,900
有形固定資産	21,754
建物	3,301
構築物	426
機械及び装置	8,346
車両運搬具	6
工具、器具及び備品	820
土地	8,229
リース資産	82
建設仮勘定	541
無形固定資産	144
ソフトウェア	126
その他	17
投資その他の資産	7,001
投資有価証券	2,926
関係会社株	1,912
出資	7
長期貸付金	130
長期前払費用	219
前払年金費用	637
繰延税金資産	952
敷金及び保証金	210
その他	26
貸倒引当金	△ 22
資 産 合 計	56,889

科 目	金 額
負 債 の 部	14,606
流動負債	2,022
支払手形	311
支店記録債	60
電子記録債	5,180
営業外電子記録債	4,000
短期借入金	695
1年内返済予定の長期借入金	49
リース債	1,176
未払金	595
未払費用	293
賞与引当金	27
預設計関係支払手形	192
その他	1
固定負債	6,164
長期借入金	3,700
リース債	44
退職給付引当金	1,667
資産除去債務	75
再評価に係る繰延税金負債	347
その他	327
負 債 合 計	20,770
純 資 産 の 部	34,053
株主資本	5,839
資本金	547
資本剰余金	547
その他資本剰余金	0
利益剰余金	28,216
利益準備金	686
その他利益剰余金	27,530
繰越利益剰余金	27,530
自己株式	△ 550
評価・換算差額等	2,065
その他有価証券評価差額金	1,272
繰延ヘッジ損益	△ 0
土地再評価差額金	794
純 資 産 合 計	36,119
負 債 純 資 産 合 計	56,889

損益計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売	上	高	62,024
売	上	原	56,938
		価	
売 上 総 利 益			5,086
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,429
営 業 損 失 (△)			△ 1,343
営	業	外 収 益	
	受	取 利 息	5
	受	取 配 当 金	88
	受	取 賃 貸 料	116
	仕	入 割 引	117
	雑	収 入	103
			431
営	業	外 費 用	
	支	払 利 息	54
	支	払 手 数 料	5
	賃	貸 設 備 償 却	29
	賃	貸 設 備 費 用	25
	雑	損 失	3
			116
経 常 損 失 (△)			△ 1,029
特	別	利 益	
	固	定 資 産 売 却 益	0
	受	取 保 険 金	417
			418
特	別	損 失	
	固	定 資 産 売 却 損	0
	固	定 資 産 除 却 損	57
	減	損 損 失	4,869
	そ	の 他 特 別 損 失	94
			5,021
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)			△ 5,632
	法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	23
	過	年 度 法 人 税 等	64
	法	人 税 等 調 整 額	△ 692
			△ 604
当 期 純 損 失 (△)			△ 5,028

株主資本等変動計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	5,839	547	0	547
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	5,839	547	0	547
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失 (△)				
自己株式の取得				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	5,839	547	0	547

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		そ の 他 繰 越 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	630	32,789	33,420	△ 73	39,733
会計方針の変更による 累積的影響額		△ 3	△ 3		△ 3
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	630	32,785	33,416	△ 73	39,729
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	55	△ 612	△ 556		△ 556
当 期 純 損 失 (△)		△ 5,028	△ 5,028		△ 5,028
自己株式の取得				△ 477	△ 477
土地再評価差額金の取崩		385	385		385
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	55	△ 5,255	△ 5,199	△ 477	△ 5,676
当 期 末 残 高	686	27,530	28,216	△ 550	34,053

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	1,145	△ 2	1,180	2,323	42,057
会計方針の変更による 累積的影響額					△ 3
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,145	△ 2	1,180	2,323	42,053
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△ 556
当期純損失 (△)					△ 5,028
自己株式の取得					△ 477
土地再評価差額金の取崩					385
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	126	1	△ 385	△ 258	△ 258
当 期 変 動 額 合 計	126	1	△ 385	△ 258	△ 5,934
当 期 末 残 高	1,272	△ 0	794	2,065	36,119

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

東京鐵鋼株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 見
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関根 義明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京鐵鋼株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京鐵鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

東京鐵鋼株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 見
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関根 義明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京鐵鋼株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査等委員会が定めた監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店・工場等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

東京鐵鋼株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員

中 薫 知 義 ㊟

監査等委員 (社外取締役)

澤 田 和 也 ㊟

監査等委員 (社外取締役)

園 部 洋 士 ㊟

監査等委員 (社外取締役)

藤 原 哲 ㊟

監査等委員 (社外取締役)

片 岡 宏 介 ㊟

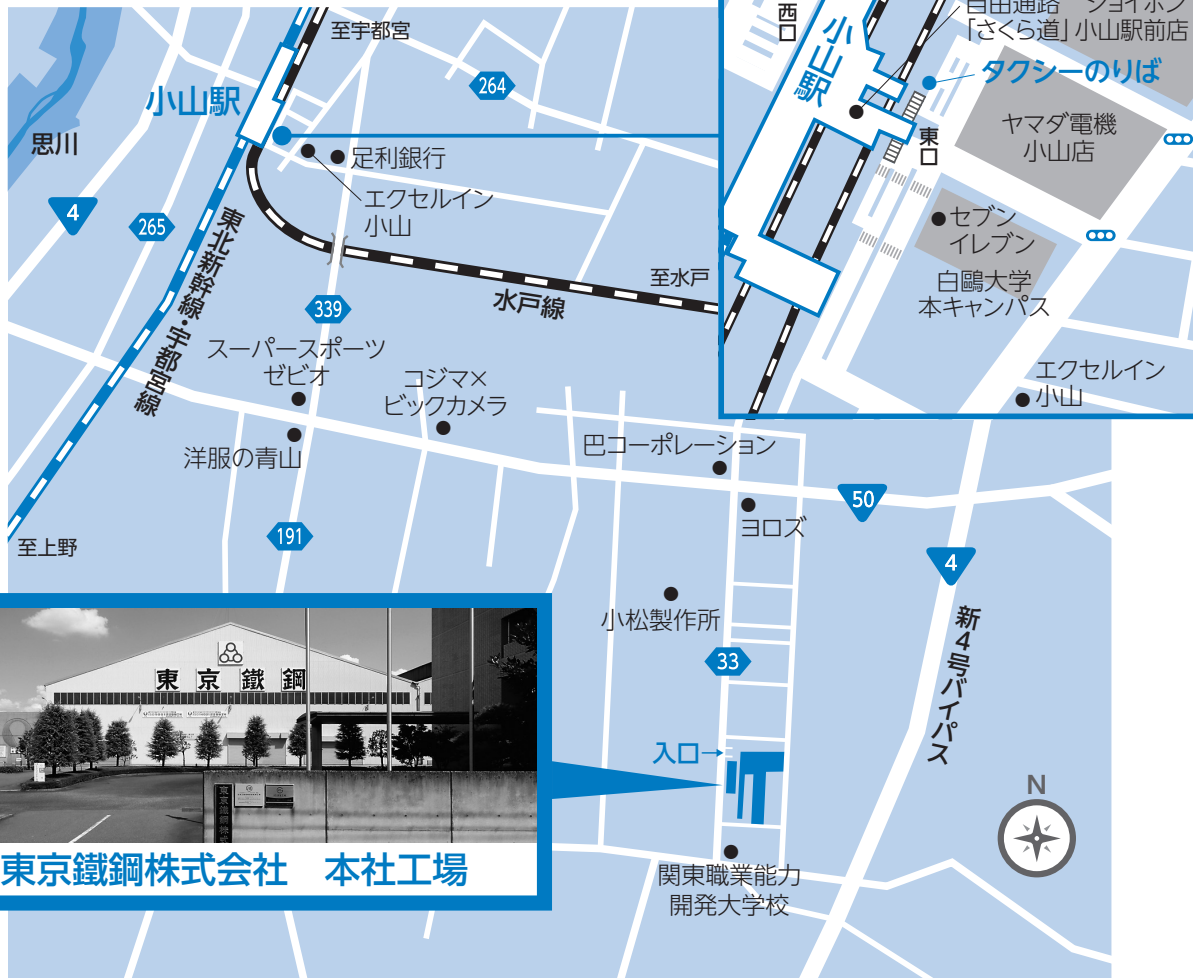
以 上

第94回定時株主総会会場ご案内図

会場

東京鐵鋼株式会社 本社工場 4階会場

栃木県小山市横倉新田520番地 電話0285(27)4411



東京鐵鋼株式会社 本社工場

交通

JR小山駅東口よりタクシー利用 約15分

なお、今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、専用バスの運行はございません。

※お土産のご用意はありません

